入 札 公 告

（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く。））

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年11月29日

支出負担行為担当官

沖縄防衛局長　武田　博史

１　業務概要

(1) 業務名　　嘉手納(25)工場(577)新設建築設計

(2) 業務内容　本業務は、嘉手納飛行場内における以下の施設に係る建築設計業務を行うものである。

1　工場　　(RC-1/延べ面積　約6,400㎡)
2　屋外給油所(RC-1/延べ面積　約30㎡)
3　自転車置場(RC-1/延べ面積　約18㎡) 2棟
4　#839建物解体(S-１/RC-1/延べ面積　1,560㎡)
5　#70840車両給油場解体（RC-1/延べ面積30㎡)

なお、詳細については、特記仕様書による。また、ここに記載の内容が、特記仕様書等と異なる場合には、特記仕様書等を優先するものとする。

(3) 履行期限　平成27年3月31日まで

(4) 本業務は、「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、技術提案の履行を含め、契約の内容に適合した履行確保を厳格に評価するために、「履行確実性」の審査を追加し、その結果を評価に反映させる試行対象業務である。

(5) 本業務は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては沖縄防衛局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

(6) 本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。

２　競争参加資格

(1) 競争に参加することができる者は、次のすべての事項に該当する者であること。

ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ　装備施設本部長から測量・建設コンサルタント等業務の「建築」に係る一般競争参加資格で「Ａランク」の格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望していること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）

ウ 次に示す同種業務について、平成１5年度以降公告日までに元請けとして完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）においての実績を有すること。

・用途が自動車修理工場等、庁舎又は事務所等で、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で１棟当たり延べ面積4,000㎡以上の建物新設に係る建築実施設計を履行した実績を有すること。

なお、業務実績が地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局」という。）（旧防衛施設局及び防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）と平成16年4月1日以降に契約した業務の場合は、業務成績評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。

エ　沖縄防衛局が発注した業務のうち、平成23、24年度（当該年度を含まない過去２年間）に完成・引渡しが完了した業務の成績がある場合においては、業務成績評定点合計の平均が65点以上であること。

オ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を有すること。

カ　次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。

(ｱ)　予定管理技術者

予定管理技術者については、次のａからｄに示す条件を全て満たす者であることとする。

ａ 次の資格を有すること。
・建築士法第２条第２項に規定する一級建築士

ｂ 平成１5年度以降公告日までに完了した業務のうち、次に示す同種業務においての経験を有する者。

・用途が自動車修理工場等、庁舎又は事務所等で、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で１棟当たり延べ面積4,000㎡以上の建物新設に係る建築実施設計を履行した実績を有すること。

なお、経験が地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）と平成16年4月1日以降に契約した業務の場合は、評定点合計が65点未満のものを除くこと。

ｃ　公告日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものも含む）が４億円未満かつ10件未満である者。
《注：「手持ち業務」とは管理技術者又は照査技術者若しくは担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務である。》
なお、公告日現在の手持ち業務に沖縄防衛局発注業務で調査基準価格を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が２億円未満かつ５件未満である者。

ｄ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

キ　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号(CCP)。６．８．31）に基づく指名停止を受けていないこと。

ク　暴力団関係業者の排除

(ｱ)　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

(ｲ)　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

(2) 競争参加資格を与えない要件

技術提案書の記載内容が次の事項のいずれかに該当し、業務が適切に履行できないと判断さ

れる場合は、競争参加資格を与えない。

ア　技術提案書の提出がない場合

イ　内容がほとんど記載されていない場合

ウ　提案内容が判断できない場合

(3) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係が無いこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合は除く。）。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第５条第２項の規定に抵触するものでない。

ア　資本関係

次のいずれかに該当する２者の場合。ただし、子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ｱ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ｲ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係

次のいずれかに該当する２者の場合。ただし、(ｱ)については、会社の一方が更正会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ｱ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ｲ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

３　総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本業務の総合評価は、次のアからオと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

ア　企業の経験及び能力

イ　予定管理技術者の経験及び能力

ウ　予定配置技術者の経験及び能力

エ　実施方針

オ　配置予定技術者のヒアリング

(2) 落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び(1)アからオをもって入札をし、入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であるもののうち、(3)によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

イ　上記において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

(3) 総合評価の方法

ア　評価値の算出方法

価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、「価格評価点」と「技術評価点」の合計を評価値として付与する。

イ　価格評価点

価格評価点の算出方法は、以下のとおりである。

なお、価格評価点の満点は60点とする。

価格評価点＝60点×（１－入札価格／予定価格）

ウ　技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、次に示す評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

(ｱ) 企業の実績及び能力

(ｲ) 配置予定技術者の経験及び能力

(ｳ) 実施方針・実施フロー・工程計画

(ｴ) ヒアリング

技術評価点の算出方法は、以下のとおりである。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

技術評価点＝60点×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

技術評価の得点合計＝（(ｱ)に係る評価点）＋（(ｲ)に係る評価点）＋（技術提案評価点）×（履行確実性度）

技術提案評価点＝（(ｳ)に係る評価点）＋（(ｴ)に係る評価点）

(4) (1)の評価項目の詳細は入札説明書による。

(5) 罰則等について

実際の業務に際しては、総合評価に関する事項の業務計画について記載された内容に基づき、業務計画書作成及び実業務を行うものとする。

受注者の責により提案内容を満足する業務が行われない場合は、ペナルティーとして、業務成績評定を減ずることとし、最大10点減ずる。

４　入札手続等

(1) 担当部局

〒904－0295　沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290－９

沖縄防衛局総務部契約課契約審査係

電話　098-921-8131 内線（155）

(2) 入札説明書の交付期間、交付場所等

ア 交付期間　平成25年11月29日　から　平成26年1月20日　まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時まで。ただし、金曜日は午後６時まで　平成26年1月20日　は午後３時まで。

イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンターより提供する。

http://www.mod-eboc.go.jp

ウ　交付方法　すべて電子データで交付を行う。

文書類　PDF（Acrobat8形式以下）

図書類　PDF（Acrobat8形式以下）

数量表等　PDF（Acrobat8形式以下）

申請書類　Excel（Ver2007形式以下）等

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ　使用条件　ダウンロードした資料の取り扱いに関する利用規則に同意すること。

オ　その他

通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取り扱いに関する同意事項」（記入・押印済みのもの）、データを保存するために必要な、CD-ROM（未使用のもの）及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（書留分・日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付すること。

また、この対応により被った不利益や損害については、一切保障しない。

※「図面データの取り扱いに関する同意事項」の書式については、装備施設本部のホームページより入手可能である。

（http://www.mod.go.jp/epco/dfaa/news/kensetsu/zugadata-douijikou.pdf）

(3) 申請書及び技術資料の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 提出期間 平成25年11月29日 から 平成25年12月9日 まで（行政機関の休日を除く）の毎日、午前８時から午後10時まで。金曜日は午後６時まで。

ただし、 平成25年12月9日 は午後３時まで。

紙入札方式による場合は、午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。 平成25年12月9日 は午後３時まで。

イ 提出場所 紙入札方式による場合は、(1) に同じ

ウ 提出方法 電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、申請書及び資料が３MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。

紙入札方式による場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）すること。

(4) 入札書の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 提出期間 電子入札システムによる入札の場合は、 平成26年1月14日 から 平成26年1月16日 まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時まで。金曜日は午後６時まで。

ただし、 平成26年1月16日 は午後３時まで。

紙入札方式による場合は、 平成26年1月16日 午前９時から午後３時まで。

イ 提出場所 紙入札方式による場合は、(1)に同じ。

ウ 提出方法 電子入札システムにより提出すること。紙入札方式による場合は、入札書及び業務費内訳明細書を各々封筒に入れ、封かんすることとし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを１つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び会社名を記載の上、持参又は郵送等（締切日時必着）により提出すること。

(5) 開札の日時及び場所

ア 開札日時 平成26年1月21日 午後 3時30分

イ 開札場所 沖縄防衛局１階 入札室１

５ その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除。

(3) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行コザ代理店（沖縄銀行コザ支店））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行コザ代理店（沖縄銀行コザ支店））又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 沖縄防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者のした入札

ウ　入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

落札者は、上記３に定めるところに従い評価値の最も高い者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められたとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

(6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準を下回っている場合は、第86条の調査を行うものとする。

(7) 予定価格に対して、著しく低い価格又は高い価格で応札した場合は、当局の行う調査に協力を求める場合がある。

(8) 一般競争参加資格確認通知書により競争参加資格があると認めた者が応札しなかった場合は、当局の行う調査に協力を求める場合がある。

(9) 配置予定技術者のヒアリングを行う。

(10) 契約書作成の要否　要。

(11) 関連情報を入手するための照会窓口　上記４(1)に同じ。

(12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２(1)イに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記４(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、 開札の時において、当該資格の格付を受け、かつ､競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(13) 技術提案の履行を含め、契約内容に適合した履行が可能か否かを審査するため、調査基準価格未満で入札したすべての者について、開札後速やかに履行確実性に関するヒアリングを行うものとする。

(14) 詳細は、入札説明書による。